

研究スタートアップ助成制度規程

（目的）

- 第1条 本規程は、一般社団法人日本キャリア・カウンセリング学会（以下、本学会という）における研究スタートアップ助成制度に関する事項を定め、研究経験の極めて少ない正会員によるキャリアおよびカウンセリングに関する研究活動の開始と促進を目的とする。

（対象者・応募資格）

- 第2条 応募者は本学会の正会員であって研究経験が極めて少ない者（原則として、学術論文の未発表者や大会での研究発表に留まる者）を対象とする。ただし、過去に本助成金を受けた経験のある者を除く。
2. 応募者を含めて5名までの共同研究を認める。共同研究者の研究歴は問わないが、修士号・博士号の取得者が加わっていることが望ましい。なお、共同研究者が本学会の正会員でない場合、助成期間内に本学会の入会申請を行うものとする。
 3. 応募者および第2項に定める共同研究者においては、「入退会および会費規程」に則り、年会費が納入済みであること、また、助成期間内に本学会の入会申請を行う共同研究者は入会手続き期限を順守するものとする。

（助成内容）

- 第3条 1件当たり10万円を上限として助成金を支給する。
2. 採択者の求めに応じて、研究助成委員会が依頼した正会員が可能な範囲で研究の助言・指導・支援を行う。

（助成期間）

- 第4条 助成期間は採択された事業年度1ヶ年を原則とする。

（採択者の義務・認定の取り消し）

- 第5条 研究助成の採択者は、以下の責務を負う。なお、以下の要件を満たさない場合には、研究助成採択の取り消し、および助成金の返却を求める場合がある。
- (1) 研究歴等について虚偽がないこと。
 - (2) 本学会からの依頼に応じ、メールニュース、会報、本学会ホームページ等で、研究タイトルおよび研究計画の概略を報告すること。
 - (3) 採択された事業年度の次の事業年度に開催される本学会の研究大会で発表すること。
 - (4) 助成期間終了後1年以内に学会誌『キャリア・カウンセリング研究』へ投稿すること。ただし、投稿原稿が編集委員会による審査により採択されなかった場合は、オンライン論集『日本キャリア・カウンセリング学会 TODAY』に投稿すること。

(5) 助成期間終了後、速やかに研究結果の報告書、助成金の適正な管理・使途に関する計算書類および証拠書類を提出すること。

(6) 研究を公表する際には、応募者を第1著者とし、本学会の助成を受けたことを明記すること。

(審査方法)

第6条 助成対象の審査は、研究助成委員会、および研究助成委員会が依頼した正会員で行い、審査を経て助成対象者を理事会が決定する。審査に当たっては、応募資格、本学会としての学術的意義、期間内での実現可能性などを検討する。

(手続き)

第7条 応募者は、毎年1月末日までに「研究スタートアップ助成申請書」を研究助成委員会あてに提出する。研究助成委員会は、審査・選考し、理事会による承認後、採択の可否を3月末日までに応募者に通知する。なお、審査結果の理由は応募者に開示しないものとする。

2. 本部事務局長は、研究助成委員会による採択可否の通知後、4月末日までに採択者の指定の口座に助成金を振り込む。

(規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は、研究助成委員長が理事会に上程して承認を得るものとする。

附則

制定：2024年5月1日

改訂：2025年10月1日